

用語の定義

利用関係	
持家	建築主（個人）が自分で居住する目的で建築するもの。
貸家	建築主が賃貸する目的で建築するもの。
給与住宅	会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住させる目的で建築するもの。
分譲住宅	建て売り又は分譲の目的で建築するもの。
構造	
木造	主要構造部（建築基準法第2条第5号の規定による。以下同じ。）が木造のもの。（木造モルタル塗及び土蔵造りを含む。）
非木造	木造以外のもの。
建築工法	
在来（工法）	プレハブ工法、枠組壁工法以外の工法。
プレハブ（工法）	住宅の主要構造部の壁、柱、床、はり、屋根又は階段等の部材を機械的方法で大量に工場生産し、現場において、これらの部材により組立建築を行うことをいう。
2×4（枠組壁工法）	2×4（ツーバイフォー）工法住宅をいう。
建て方	
一戸建	1つの建物が1住宅であるもの。
長屋建	2つ以上の住宅を1棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口を有しているもの。「テラスハウス」と呼ばれる住宅もここに含まれる。
共同住宅	1つの建築物（1棟）内に2戸以上の住宅があつて、広間、廊下若しくは階段等の全部又は一部を共有するもの。
新設住宅の資金	
民間	民間資金のみで建てた住宅で、公営、住宅金融支援機構、都市再生機構、公務員及び公社等以外の住宅。
公営	公営住宅法に基づいて地方公共団体が国から補助を受けて建てた住宅、及び住宅地区改良法により建てた住宅。
住宅金融支援機構	住宅金融支援機構から融資を受けて建てた住宅。（融資額の大小に関係なく一部でも公庫資金の融資を受けて建てた場合を含む。）
都市機構	都市再生機構が分譲又は賃貸を目的として建てた住宅。
その他	民間、公営、住宅金融支援機構、都市再生機構以外の住宅で、厚生年金の還元融資として都道府県から融資を受けて建てた住宅。 上記以外に国又は地方公共団体から補助又は融資を受けて建てた住宅。国が国家公務員のため又は都道府県若しくは市区町村等の地方公共団体がその地方公務員が住むために建てた住宅。政府関係機関がその職員のために建てた住宅及びその他の住宅。